

鈴鹿市文化会館三重県産木製家具調達業務事業者選定
プロポーザル実施要領

1 目的

令和6年度の再オープンに向け、大規模改修（長寿命化）工事を進めている鈴鹿市文化会館（以下「文化会館」という。）において、館内共用空間の魅力及び快適性の向上を図るとともに、環境や人に配慮した安らぎと潤いのある施設を目指し、三重県産材を使用した家具を調達・設置する業務の事業者を募集し、最も適切な優先交渉権者を選定することを目的とする。

2 業務概要

(1) 物件名

鈴鹿市文化会館三重県産木製家具調達業務

(2) 業務内容

鈴鹿市文化会館三重県産木製家具調達業務仕様書（以下「仕様書」という。）
のとおり

(3) 履行期間

契約締結日から令和6年7月10日（水）まで

令和6年6月3日（月）から令和6年7月10日（水）までの間に納入、設置
を行うこと。

(4) 提案上限額

19,500,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

3 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次の各号に定める要件を全て満たす者とする。

なお、参加資格の基準日は、プロポーザル参加表明書の提出日とする。ただし、参加資格確認後から審査結果の決定日までに以下の参加資格要件のいずれかを欠く事態が生じた場合は失格とする。

(1) 鈴鹿市契約規則（昭和41年鈴鹿市規則第18号）第3条第4項に規定する入札参加資格者名簿（物件）の「0602家具」に登録されていること。

(2) 鈴鹿市建設工事等資格停止措置要綱に基づく資格停止措置を受けていないこと。

(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当していないこと。

(4) 国税及び地方税を滞納していないこと。

(5) 鈴鹿市暴力団排除条例（平成23年鈴鹿市条例第2号）第2条第1号に規定する暴力団及び同条第2号に規定する暴力団員でないこと。

- (6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続の開始の申立てがなされていないこと。

4 事業者選定方法

(1) 選定委員会の設置

ア 本業務の優先交渉権者の選定は、「鈴鹿市文化会館三重県産木製家具調達業務事業者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において、別添「鈴鹿市文化会館三重県産木製家具調達業務事業者選定プロポーザル評価基準表」に基づき、書類審査により行う。

(2) 審査の方法

ア 選定委員会委員の評価点（各100点満点）の合計評価点が高い順に順位を決定する。合計評価点が高点の場合は、提案価格が低い参加者を上位とする。

イ 順位が1位の参加者を優先交渉権者（契約予定者）、2位の参加者を次点交渉権者とする。ただし、評価の内容により本業務の実施が困難であると選定委員会が決定した参加者については、非交渉権者とする。

ウ 応募者が1者でも、審査基準を満たしていれば、選定を行う。ただし、合計評価点が高点の5割以上となった場合に限り、優先交渉権者として選定する。

(2) 選定結果の通知

ア 選定結果は、全参加者に、電子メールで通知する。また、鈴鹿市ホームページにおいて公表する。電話等による問合せには応じない。

イ 審査結果に対する異議の申し立て、質問、開示等は一切受け付けない。

5 提案方法

(1) 提案参加申込

本プロポーザルへの参加を希望する者は、参加表明書（様式第1号）

と会社の概要が分かるパンフレット等を提出すること。

提出期限 令和6年2月14日（水）17時必着

提出方法 郵送又は持参（郵送の場合は、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便）

提出先 鈴鹿市文化振興課

〒 513-8701 鈴鹿市神戸一丁目18 番18号

(2) 仕様書等に関する質問受付

質問受付は電子メールのみとし、受付期間は、令和6年2月14日（水）17時までとする。電話、FAX等での質問は不可とする。

送信するメールのタイトルを「三重県産木製家具調達業務質問書（企業

名)」とし、質問書（様式第2号）を電子メールで送信の上、電話にて到達確認すること。

送信先 鈴鹿市 文化スポーツ部 文化振興課
Eメール：bunkashinko@city.suzuka.lg.jp
電話：059-382-7619

(3) 質問回答

質問及び回答内容を令和6年2月19日（月）に、鈴鹿市ホームページで公開する。

なお、回答は、本実施要領および仕様書と一体のものとして同等の効力を持つものとする。

(4) 参加資格審査結果通知

提出された参加表明書を基に、参加資格要件を満たしているか審査し、その結果を電子メールにて、令和6年2月19日（月）までに通知する。

(5) 提案書類の提出

提出期限 令和6年2月29日（木）17時必着

提出方法 郵送又は持参（郵送の場合は、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便）

提出先 鈴鹿市文化振興課
〒513-8701 鈴鹿市神戸一丁目18番18号

提出書類 ①実績調書（様式第4号） 9部

②業務実施体制（様式第5号） 9部

調達設置までの各工程毎の担当事業者等を記載すること。

③提案書（任意様式） 9部

提案書は、仕様書に従ってA4版の用紙で作成すること。図面は、A3版まで可とするが、A4版まで折り込むこと。

表紙をつけ、1部、表紙には応募者の名称及び連絡先を必ず記入すること。ページ下部に通しの番号を振ること。

提案書には、製作図面、写真などを記載すること。

④見積提案書（様式第6号） 原本1部、副本8部

原本には、事業者代表者印を押印すること。

⑤積算内訳書（様式第7号） 9部

6 参加を辞退する場合

参加表明書等提出後、辞退する場合は、速やかに、辞退届出書（様式第3号）を鈴鹿市文化振興課へ提出すること。

7 応募に関する留意事項

(1) 提案書の作成及びプロポーザルに要した費用等は、すべて参加者の負担と

する。

- (2) 提案書の企画・作成にあたっては、仕様書の内容を十分、吟味すること。
- (3) 提出された提案書等は、提出後において資料の追加、内容の変更は認めない。
- (4) 提出された提案書等は、返却しない。
- (5) 採用となった提案について、協議の上、内容を一部変更する場合がある。
- (6) 提案は1者につき、1点のみとする。
- (7) 次のいずれかに該当した者は失格とする。
 - ア 提案書提出期限に遅れた者。
 - イ 提出書類に虚偽の記載をした者又は本要領に違反する表現をした者。
 - ウ 提案上限額を超える見積金額を提案した者。

8 契約締結にあたっての留意事項

契約の締結は、選定された優先交渉権者と鈴鹿市との間で、提案書等に記載された項目に基づき協議を行い、契約における仕様書の内容を定め、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に定める随意契約の方法によることを原則とする。また、契約の際には、改めて見積合わせを実施する。

なお、プロポーザルの性質上、当該契約にあたり、提案内容をもって契約するとは限らないことに留意すること。

優先交渉権者との協議が不調となった場合には、次点交渉権者と協議を行い、協議が整った場合に、契約を締結することとする。

9 スケジュール

実施内容	実施期間または期日
募集の公告	令和6年2月7日(水)
提案参加申込書の受付	令和6年2月7日(水)～2月14日(水)
質問の受付	令和6年2月7日(水)～2月14日(水)
質問の回答	令和6年2月19日(月)
参加資格審査結果通知	令和6年2月19日(月)
提案書類の受付	令和6年2月19日(月)～2月29日(木)
審査	令和6年3月5日(火) 予定
審査結果通知	令和6年3月6日(水) 予定
契約締結	令和6年3月中旬 予定

【問い合わせ先】

鈴鹿市 文化スポーツ部 文化振興課
(鈴鹿市役所本館 9階 91番窓口)

担当：大鹿、竹下

〒513-8701

三重県鈴鹿市神戸一丁目18番18号

鈴鹿市役所 9階 91番窓口

TEL : 059-382-7619

E-mail : bunkashinko@city.suzuka.lg.jp